

ハラスメント：防止措置と法令

ハラスメント：

厚労省 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_45734.html

1. 防止措置義務

パワハラ：労働施策総合推進法 第 30 条の 2（雇用管理上の措置）、

セクハラ：男女雇用機会均等法 第 11 条の 3（職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）

マタハラ：男女雇用機会均等法第 11 条の 3、育児介護休業法 第 25 条（職場における育児休業等に関する言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置）、

2. 判例、

2-1. 労働契約法第 5 条、民法 415 条：安全配慮義務違反、

契約した従業員に対する会社の義務で、「職場において従業員の安全と健康を守ること」

の「債務不履行、契約不履行」、

ハラスメント：防止措置と法令

2-2.民法 709 条：

不法行為

2-3 民法 715 条

不法行為者の使用者責任

2-4.会社法 350 条：

代表取締役の行為が労働災害（労災）の発生原因であるとか、代表取締役がハラスメントや労働災害の防止措置を取らなかったなどと主張し、従業員等が会社に対して損害賠償を請求すること

2-5.会社法 423 条：

取締役や監査役などの役員は、その任務を怠った（任務懈怠行為）ときは、会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う

ハラスメント：防止措置と法令

2-6.会社法429条：

取締役や監査役などの役員がその職務を行うについて悪意（認識していたこと）または
重大な過失（悪意と同等の重い不注意）があったときは、その役員は、これによって第
三者に生じた損害を賠償する責任を負う